

## 令和6年度愛媛県献血推進計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第5項の規定に基づき、愛媛県が定める令和6年度の献血の推進に関する計画である。

### I 目的

- 本計画は、法の基本理念である血液製剤の安全性の向上、献血によって得られた血液による国内自給の確保、血液製剤の安定供給、適正使用の推進及び公正かつ透明な血液事業の実施体制の確保を図るため、国が策定する「基本方針」及び「献血推進計画」に基づき、献血について住民の理解を深めるとともに採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されることを目的として、定めるものである。

### II 計画事項

#### 1 令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量

- 県内の医療機関で必要と見込まれる輸血用血液製剤の量（172,876単位）や、血漿分画製剤の国内自給のために本県に割り当てられた原料血漿確保目標量（13,853L）などに基づき、愛媛県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）と協議のうえ、これらを確保するための目標を次のとおりとする。

目標採血量 23,393 L

目標献血者数 51,886 人

※端数処理の都合上合計は必ずしも合致しません

区分	目標採血量	目標献血者数	採血場所別目標献血者数	
			献血ルーム	移動採血車等
全血 献血	200mL	120人	120人	0人
	400mL	35,689人	9,640人	26,049人
成分 献血	血漿	9,955人	9,955人	0人
	血小板	6,122人	6,122人	0人
合計	23,393 L	51,886人	25,837人	26,049人

輸血用血液製剤必要量	172,876 単位
赤血球製剤	71,808 単位
血漿製剤	17,648 単位
血小板製剤	83,420 単位
原料血漿確保目標量	13,853 L

#### 2 献血者を確保するために必要な措置に関する事項（献血推進方策）

- 健康な人からの相互扶助と博愛精神による自発的な献血の必要性について理解を求めるとともに、医療需要の高い400mL献血及び成分献血の一層の推進を図る。
- 血液製剤の需要動向及び利用実態等を考慮し、将来にわたって県内の医療に必要な血液製剤が安定的に供給できる体制を維持するため、特に、若年層（16～39歳）に対する献血を一層推進する必要がある。
- 国の新たな中期目標「献血推進2025」を参考に、若年層に対する献血推進の指標として、献血率（人口に対する献血者数の割合）を6.4%に増加させることを目標とする。（参考：10代：5.6%、20代：7.2%、30代：6.2%）
- これらの目的及び目標を達成するために、県は、市町及び血液センターほか関係団

体等と連携を図り、次に掲げる施策を実施する。

(1) 若年層を対象とした対策

- ・ 10代から30代の若年層に対してボランティア活動である献血への関心を高めるとともに、初回献血の推進を図る。また、SNSを含むインターネット等を効果的に活用した情報発信を行うことで、献血の正しい知識や必要性の啓発を行う。
- ・ 高校生に対しては、校内献血を推進するとともに、高校2、3年生を対象とした啓発資材を作成し、学校等でのタブレット等を利用した閲覧に配慮しつつ配布する。
- ・ 20歳前後の若年層への取組として、大学祭や学園祭等若年者が集う機会を最大限活用し、献血に触れ合う機会を増加させ、献血思想の普及を図る。
- ・ 献血可能年齢に満たない小・中学生に対する献血思想の普及を図る。
- ・ 以上を踏まえ、次の献血推進活動等を行う。
  - ア SNSを含むインターネット等を活用した情報発信
  - イ 学校に対する普及啓発資材の配布及び献血出張教室等の開催
  - ウ 献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録働きかけ
  - エ 大学におけるボランティアサークル等に対する活動支援
  - オ 高等学校、大学及び専門学校等への移動採血車の配車回数の増加
  - カ 事業所献血における若年構成員への献血協力の呼びかけ
  - キ 採血所における託児体制の確保

(2) 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくために親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、小学生親子血液センター見学体験教室の開催等、血液センター等を活用し啓発を行う。

(3) 企業等における献血の推進対策

- ・ 献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促すとともに、献血セミナーの実施等により、正しい知識の普及啓発を図る。
- ・ 特に就業時間中の若年層の献血促進について、企業や団体への積極的な働きかけ等の具体的方策を実施する。

(4) 各種キャンペーンの実施

- ・ 夏季及び冬季における血液の安定供給を図るため、各種団体及び報道機関等の協力を得て、次のとおりキャンペーンを実施する。
  - ア 愛の血液助け合い運動（7月1日～8月31日）
  - イ はたちの献血キャンペーン（1月1日～2月28日）
- ・ キャンペーン期間においては、献血普及啓発用ポスター等の啓発資材を保健所及び市町等を通じて配布するほか、マスメディアによる広報活動等により400mL献血及び成分献血の推進を図る。

(5) 表彰等の実施

- ・ 献血運動の推進に関し、積極的に協力し、模範となる実績を示した団体等に対して表彰等を行う。
  - ア 厚生労働大臣表彰状及び感謝状の伝達
  - イ 知事感謝状の贈呈
  
- (6) 愛媛県献血推進計画策定検討委員会の開催
  - ・ 計画的かつ総合的な献血推進を図るため、愛媛県献血推進計画策定検討委員会を開催し、翌年度の愛媛県献血推進計画及び具体的な献血者確保方策の検討を行う。
  
- (7) 地区献血推進協議会の活動の強化
  - ・ 県下6保健所毎に設置している地区献血推進協議会を活用し、地域の実情に沿った献血に関する教育及び啓発を検討する。
  - ・ 地域の献血推進組織と連携し、献血推進キャンペーンの実施や献血協力の呼びかけ等を実施する。
  
- (8) 県、市町及び血液センターによる献血推進方策等の確認及び連携
  - ・ 県下保健所及び市町の献血事業担当者並びに血液センター職員による研修会を開催し、献血推進方策の確認及び献血事業の現状や問題点についての討議を行う等により、相互の連携を図る。
  
- (9) 県民に対する情報提供
  - ・ 血液センターのホームページにより、移動採血車の配車スケジュールの周知その他献血に関する情報提供を行う。また、SNSを含むインターネットを活用し、献血イベント等に関する情報提供を行う。
  - ・ 市町の広報等を活用し、献血場所やスケジュールの周知を行う。特に、地域における催し物の機会等を活用し、積極的に献血活動を推進する。
  - ・ 県及び市町のホームページ並びに放送媒体等の各種媒体を活用することにより、献血推進キャンペーンの実施や献血場所の周知等、県民に対する情報提供に努める。
  
- (10) 各種ボランティア団体等に対する普及啓発活動支援
  - ・ 各地域等における献血普及啓発活動に資するため、献血普及啓発パネル（5枚組）の貸し出しを行う。
  
- (11) 複数回献血の推進
  - ・ 複数回献血の重要性や安全性について広く県民に周知する。
  - ・ 血液センターは、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。

### 3 その他献血の推進等に関する重要事項

#### (1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 大街道献血ルームにおいて、献血者にとっての快適な空間づくりの拡充を図るとともに、利用しやすい献血受入時間帯の設定やICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組むこと等により、献血受入体制の一層の充実を図る。
- ・ 献血者が安心して献血できる環境整備の一環として創設された献血者健康被害救済制度について、制度の周知を図るとともに、献血者および献血者の個人情報保護に努める。
- ・ 採血の手順、採血後に十分な休息をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等についてのリーフレット等を活用して事前説明を十分にを行い、献血者が抱えている不安等の払拭に努める。
- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。

#### (2) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。
- ・ なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。

#### (3) 災害時における献血の確保等

- ・ 地震などの災害時等においては、愛媛県地域防災計画に基づき、需要に見合った広域的な献血の確保及び血液が円滑に現場に供給されるよう必要な措置を講じる。
- ・ 特に、災害時等に備えた複数の通信手段の確保や移動採血車等の燃料の確保が的確に行われるよう対策を講じることを引き続き検討する。
- ・ 新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、採血事業者は、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。県及び市町は、採血事業者を支援する。

#### (4) 血液製剤の適正使用の推進

- ・ 医療関係者に対して血液製剤を用いた医療が適正になされるよう院内体制の整備等について働きかけ、血液製剤の適正使用を推進する。

#### (5) 愛媛県献血推進対策本部会議の開催

- ・ 県内の医療に必要な血液製剤の安定供給の確保に支障をきたさないよう、献血の確保及び血液製剤の適正使用等の対策について一層の推進を図るため、必要に応じて県保健福祉部長を本部長とする愛媛県献血推進対策本部会議を開催し、対応を協議する。

## 愛媛県の血液事業実績（令和5年度）

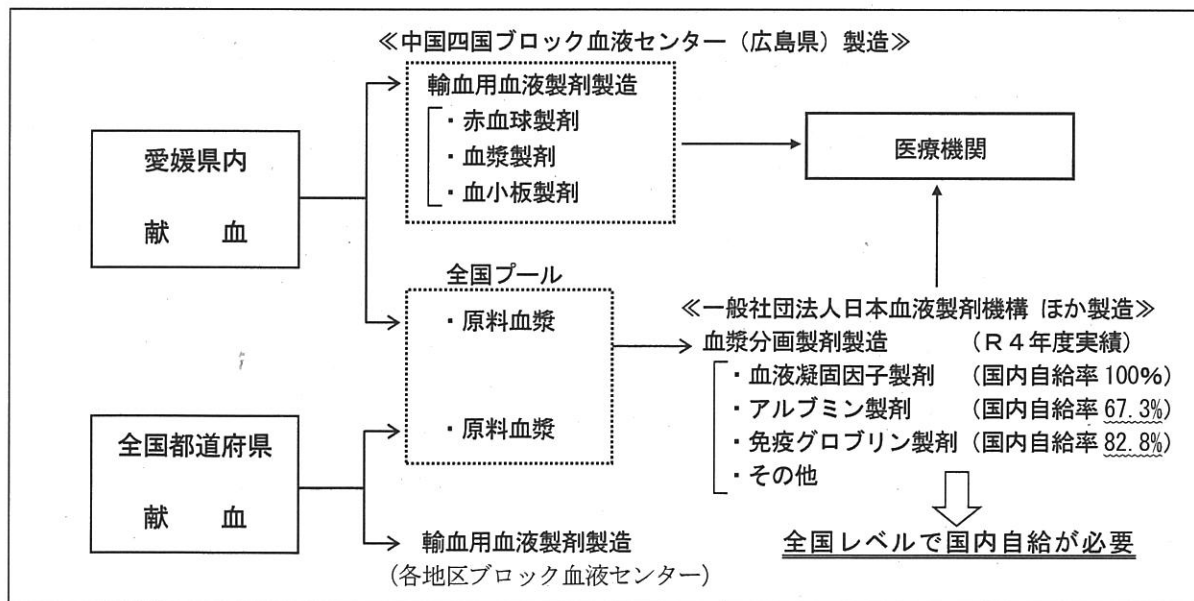
### ● 主な血液対策事業

実施日	内容
5月9日	愛媛県献血事業関係担当者会議
7月1日～8月31日	愛の血液助け合い運動
7月25日～8月28日 (うち31日間)	献血理解促進インターネット広告配信事業
7月27日	献血運動推進協力団体等に対する厚生労働大臣表彰及び感謝状伝達式 並びに知事感謝状贈呈式
8月2日	小学生親子血液センター見学体験教室（血液センターと共催）
1月1日～2月29日	「はたちの献血」キャンペーン
2月10日	愛媛県合同輸血療法委員会
2月21日	愛媛県献血推進計画策定検討委員会

### ● 献血普及啓発資材の作成・配布状況

月	啓発資材	配布先
6月	愛の血液助け合い運動月間啓発ポスター（880枚） （厚生労働省作成分）	各保健所、市町、高等学校、大学 その他関係機関
12月	献血啓発リーフレット（34,000部） （愛媛県作成）	県下高校2～3年生全員、大学、 専門学校、保健所、市町等
12月	「はたちの献血」キャンペーン啓発ポスター（810枚） （厚生労働省作成分）	各保健所、市町、大学 その他関係機関

### （参考）献血血液と血液製剤



## 過去5年間の保健所・市町別献血者数の推移

(単位:人)

	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
四国中央保健所	1,801	3.4%	2,032	3.8%	1,964	3.7%	1,814	3.4%	1,811	3.5%
四国中央市	1,801	3.4%	2,032	3.8%	1,964	3.7%	1,814	3.4%	1,811	3.5%
西条保健所	5,283	10.0%	5,452	10.2%	5,309	10.1%	5,455	10.1%	4,750	9.3%
新居浜市	2,910	5.5%	3,033	5.7%	3,129	5.9%	3,157	5.8%	2,324	4.5%
西条市	2,373	4.5%	2,419	4.5%	2,180	4.1%	2,298	4.3%	2,426	4.7%
今治保健所	3,812	7.2%	3,855	7.2%	3,811	7.2%	4,206	7.8%	3,662	7.1%
今治市	3,750	7.1%	3,800	7.1%	3,753	7.1%	4,160	7.7%	3,514	6.8%
上島町	62	0.1%	55	0.1%	58	0.1%	46	0.1%	148	0.3%
中予保健所	3,910	7.4%	4,343	8.1%	3,449	6.5%	2,902	5.4%	2,552	5.0%
伊予市	547	1.0%	579	1.1%	517	1.0%	331	0.6%	370	0.7%
東温市	1,507	2.8%	1,479	2.8%	1,269	2.4%	982	1.8%	695	1.4%
久万高原町	280	0.5%	306	0.6%	234	0.4%	234	0.4%	253	0.5%
松前町	1,133	2.1%	1,560	2.9%	1,086	2.1%	1,040	1.9%	990	1.9%
砥部町	443	0.8%	419	0.8%	343	0.6%	315	0.6%	244	0.5%
八幡浜保健所	2,976	5.6%	2,759	5.1%	3,148	6.0%	2,818	5.2%	3,145	6.1%
八幡浜市	724	1.4%	665	1.2%	721	1.4%	686	1.3%	799	1.6%
大洲市	1,088	2.1%	1,076	2.0%	1,214	2.3%	1,021	1.9%	915	1.8%
西予市	498	0.9%	497	0.9%	538	1.0%	503	0.9%	558	1.1%
内子町	364	0.7%	218	0.4%	321	0.6%	265	0.5%	321	0.6%
伊方町	302	0.6%	303	0.6%	354	0.7%	343	0.6%	552	1.1%
宇和島保健所	2,010	3.8%	2,045	3.8%	2,225	4.2%	2,163	4.0%	1,955	3.8%
宇和島市	1,532	2.9%	1,550	2.9%	1,706	3.2%	1,734	3.2%	1,430	2.8%
松野町	54	0.1%	65	0.1%	62	0.1%	55	0.1%	74	0.1%
鬼北町	133	0.3%	136	0.3%	143	0.3%	157	0.3%	127	0.2%
愛南町	291	0.5%	294	0.5%	314	0.6%	217	0.4%	324	0.6%
松山市保健所	6,426	12.1%	5,673	10.6%	5,569	10.5%	6,439	11.9%	7,240	14.1%
松山市	6,426	12.1%	5,673	10.6%	5,569	10.5%	6,439	11.9%	7,240	14.1%
献血ルーム	26,746	50.5%	27,482	51.2%	27,316	51.7%	28,222	52.2%	26,193	51.1%
合 計	52,964	100.0%	53,641	100.0%	52,791	100.0%	54,019	100.0%	51,308	100.0%

※「%」は、県下の合計人数に対する割合を示す。

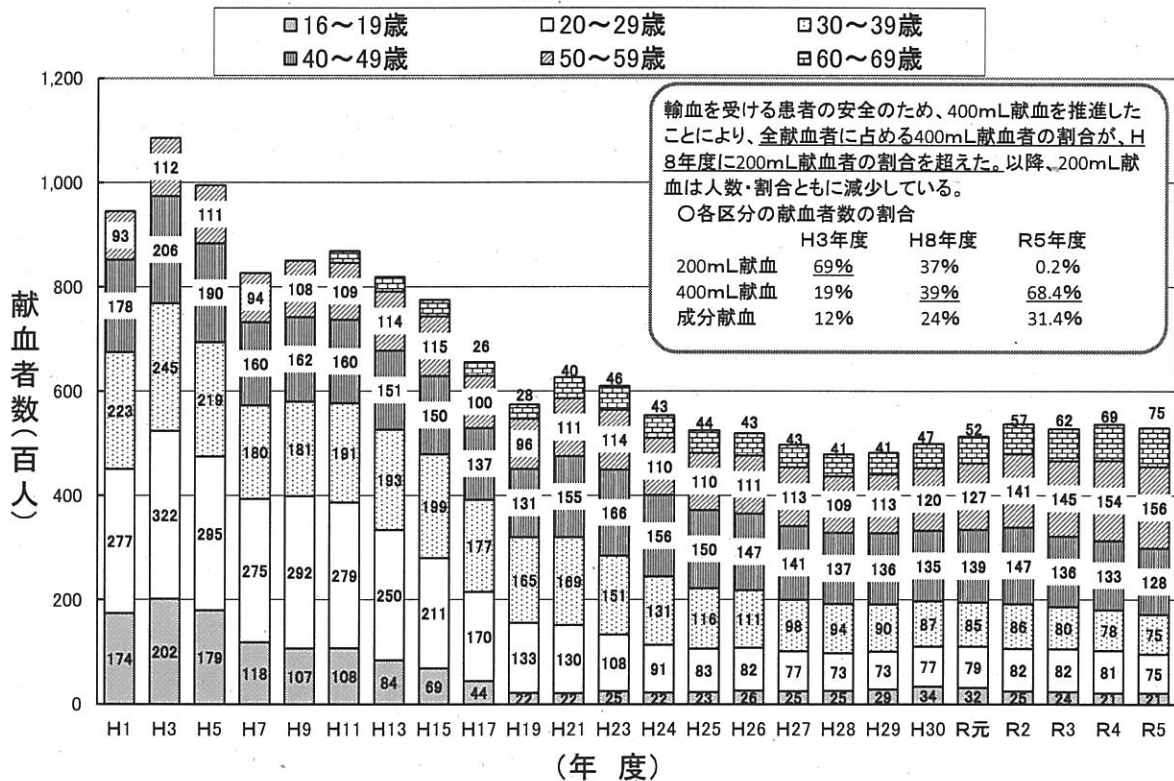
## 年齢別献血者数の推移（愛媛県）

本県では、平成3年度には若年層献血者（10代・20代・30代）が全献血者数の7割を占めていたのに対して、令和5年度は32%に減少している。

若年層献血者減少の理由としては、平成3年度当時主流であった200mL献血から400mL献血に移行していること、医療機関における血液製剤の使用適正化によって総使用量が減少したことに加えて、若年層人口の減少や若年層の献血意識の低下、特に近年においては新型コロナウイルス感染症拡大による学内献血の機会の減少などが考えられる。

また、若年層の献血率（人口に対する献血者の割合）は平成28年度に5.7%で下げ止まった後、近年は6%をわずかに上回る水準で推移している。

### 年齢別献血者数の推移（愛媛県）



		H3年度 (本県の献血者数 ピーク)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
10代	献血者数	20,157人	3,154人	2,447人	2,381人	2,109人	2,108人
	全献血者数に占める割合	18.6%	6.1%	4.5%	4.6%	3.9%	4.0%
	献血率	21.9%	6.0%	4.7%	4.8%	4.3%	4.4%
20代	献血者数	32,171人	7,865人	8,401人	8,179人	8,138人	7,526人
	全献血者数に占める割合	29.6%	15.3%	15.6%	15.5%	15.2%	14.2%
	献血率	19.6%	6.6%	7.2%	7.1%	7.2%	6.7%
30代	献血者数	24,484人	8,459人	8,719人	8,048人	7,796人	7,487人
	全献血者数に占める割合	22.6%	16.5%	16.1%	15.3%	14.5%	14.1%
	献血率	12.8%	5.8%	6.2%	5.9%	5.9%	5.8%
若年層献血者数		76,812人	19,478人	19,567人	18,608人	18,043人	17,121人
全献血者数に占める割合		70.8%	38.0%	36.2%	35.2%	33.6%	32.3%
若年層献血率		17.2%	6.2%	6.3%	6.2%	6.1%	5.9%
全献血者数		108,539人	51,308人	54,019人	52,791人	53,641人	52,964人

※献血率は各年齢階級の人口に対する献血者の割合を示す。

若年層献血率は、10代（16～19歳）、20代及び30代の人口に対する献血者の割合を示す。

採血の種類	全血採血		成分採血	
	200mL	400mL	血漿	血小板
1回採血量	200mL	400mL	600mL以下（循環血液量の12%以内）	
年齢	16～69歳	男性:17～69歳 女性:18～69歳	18～69歳	男性:18～69歳 女性:18～54歳
	ただし、65～69歳の方については、60歳に達した日から65歳に達した日の前日までの間に採血が行われた方に限る。			
体重	男性45kg以上 女性40kg以上	男女50kg以上	男性45kg以上 女性40kg以上	
最高血圧	90mmHg以上180mmHg未満			
最低血圧	50mmHg以上110mmHg未満			
脈拍	40回/分以上100回/分以下			
体温	37.5℃未満			
血色素量	男性:12.5g/dL以上 女性:12.0g/dL以上	男性:13.0g/dL以上 女性:12.5g/dL以上	12.0g/dL以上 （赤血球指数が 標準域*にある女性 は11.5g/dL以上） *標準域 MCV: 81～100fL MCH: 26～35 (pg) MCHC: 31～36 (%)	12.0g/dL以上
血小板数	—	—	—	15万/ $\mu$ L以上 60万/ $\mu$ L以下
採血間隔	〔前回採血〕			
	200mL全血	男女とも4週間後の同じ曜日から		
	400mL全血	男性は12週間後、 女性は16週間後の同じ曜日から	男女とも8週間後の同じ曜日から	
	血漿成分	男女とも2週間後の同じ曜日から		
血小板成分	なお、血小板成分採血では、血漿を含まない場合1週間後に血小板成分採血が可能。ただし、4週間に4回実施した場合には次回までに4週間あける。			
年間*総採血量 （1年は52週として換算）	200mL・400mL全血を合わせて 男性 1,200mL以内 女性 800mL以内		—	—
年間*採血回数 （1年は52週として換算）	男性6回以内 女性4回以内	男性3回以内 女性2回以内	血小板成分献血1回を2回分に換算して血漿成分献血と合計で24回以内	
共通事項	次の方からは採血しない。 ① 妊娠していると認められる方、又は過去6ヵ月以内に妊娠していたと認められる方 ② 採血により悪化するおそれのある循環系疾患、血液疾患その他の疾患に罹っていると認められる方 ③ 有熱者その他健康状態が不良であると認められる方			

※ 期間の計算は直近の採血を行った日から起算します。



# 愛媛県献血推進協議会について

## 1 愛媛県献血推進協議会の設置について

本県においては、地域における献血思想の普及啓発及び献血協力への呼びかけ等の拠点として、各保健所単位に「献血推進協議会」を設置し、運営している。

本協議会は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に定める地方公共団体の責務を果たす上で重要な機関という位置づけにある。

### 【安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（抜粋）】

#### ○第5条 地方公共団体の責務

都道府県及び市町村は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

なお、厚生労働省が策定した「令和6年度の献血の推進に関する計画」においても、協議会の活用が示されている。

### 【令和6年度の献血の推進に関する計画（抜粋）】

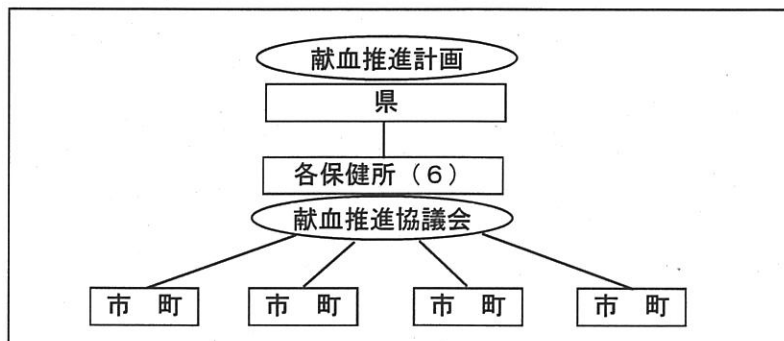
#### ○第2 1 献血推進の実施体制と役割

都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

## 2 献血推進協議会の運営方針について

各地区献血推進協議会は、地域における献血推進活動の中心的な役割を担うものとして、各地域の実情に沿った活動を展開することとし、より一層の活動強化をお願いしたい。

具体的には、運営要領に定める事業のうち少なくとも1つ以上を選択して実施するようお願いする。なお、必ずしも協議会単独で事業を実施する必要はなく、従来から市町単位で実施していた献血啓発活動を、協議会との共催とする等により保健所と市町で協力して事業を実施することで差し支えない。



## 愛媛県献血推進協議会規程

### (設置)

第1条 献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血制度の適正な運営を確保するため、愛媛県献血推進協議会(以下「協議会」という。)を別表のとおり、保健所(松山市の区域にあっては、松山市保健所)の管内ごとに設置する。

### (業務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 献血思想の普及及び献血制度に関する広報活動
- (2) 採血計画の策定
- (3) 献血組織の育成
- (4) 献血等に関する相談
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって構成する。

2 委員は、保健所長が次の各号に掲げる者のうちから任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) その他保健所長が必要と認めるもの

3 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とする。

4 その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(連絡会議)

第6条 保健福祉部長は、各協議会の連絡を密にするため連絡会議を開催し、協議会及び関係者から意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、その保健所において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

別 表 (第1条関係)

協 議 会 の 名 称	業 務 を 行 う 区 域
四国中央地区献血推進協議会	四国中央保健所管内
西条地区献血推進協議会	西条保健所管内
今治地区献血推進協議会	今治保健所管内
中予地区献血推進協議会	中予保健所管内
八幡浜地区献血推進協議会	八幡浜保健所管内
宇和島地区献血推進協議会	宇和島保健所管内

# 愛媛県献血推進協議会運営要領

## 第1 一般事項

この要領は、「愛媛県献血推進協議会規程」（以下「規程」という。）に基づき保健所ごとに設置する地区献血推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する細目を定めるものである。

## 第2 役割

協議会は、地域における献血推進運動の中心的役割を担う機関として、第3に定める事業を実施することにより献血組織の育成及び献血思想の普及を図り、適正な献血制度を確保することを目的とする。

## 第3 事業内容

協議会は、規程第2条の規定に基づき、夏季の「愛の血液助け合い運動」期間及び冬季の「はたちの献血」キャンペーン」期間を中心として、次に掲げる事業の中から地域の特性に応じた事業を行うものとする。

- 1 一般県（市・町）民に対する普及啓発
  - (1) 保健所及び市町等が主催する各種イベントでの活動
  - (2) 一般県（市・町）民を対象とした講演会、座談会等の開催
- 2 若年層に対する普及啓発
  - (1) 小・中・高等学校等における出張教室等の開催及び情報提供等の実施
  - (2) 学生を対象とした講演会、イベント等の開催
- 3 献血組織の育成
  - (1) ボランティア団体との共催による献血推進キャンペーン、イベント等の実施
  - (2) ボランティア団体が主催する会議等における講演、座談会等の開催
  - (3) 各市町における献血推進協議会の設立及び運営等の支援
- 4 その他地域の特性に応じた献血推進事業
  - (1) 地区献血推進協議会の開催
  - (2) ポスター、しおり、広報誌等による広報活動
  - (3) その他協議会が必要と認める事業

## 第4 事業計画

協議会は、地区の特性に応じて毎年度「事業計画書」（様式1）を作成し、8月30日までに県保健福祉部長へ報告する。

## 第5 事業報告

- 1 協議会は会議終了後、30日以内に「開催結果報告書」（様式2）を作成し、県保健福祉部長へ提出する。
- 2 協議会は、毎年度の事業終了後速やかに「事業実績報告書」（様式3）を作成し、3月31日までに県保健福祉部長へ提出する。

### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。